

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三號 第十卷

論 說

累進課税の根據に就きて……………法學博士 神戸 正雄

貯穀と常平倉……………法學士 本庄榮治郎

勞賃の最大點及び最小點……………法學博士 田島 錦治

基礎社會衰耗の法則……………文學士 高田 保馬

植民地財政政策(二)……………法學博士 山本美越乃

マルクスの勞働價值論の根本命題に就て(二・完)……………經濟學士 堀 經夫

時事問題

米國の海運政策に就て……………法學博士 戸田 海市

我が最高經濟政策と海運政策……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

比律賓の貿易と海運……………法學士 小島昌太郎

貯穀と常平倉

——「水戸藩常平倉の研究」の序論——

本 庄 榮 治 郎

- 一、穀物の貯蔵 二、三倉の制度 三、徳川時代に於ける貯穀 四、徳川時代に於ける社倉及び義倉
五、徳川時代の常平倉と常平的施設 六、明治時代の常平的施設

一、穀物の貯蔵

人は食物なくして生くることを得ない。而してその生活の主要食物が穀物である場合には、穀物の貯蔵は頗る重要な意義を有することは自ら明かである。漁獵牧畜時代は別として、農業時代以後の國民にとつては、特にその然るを見る。

然し一概に穀物の貯蔵といふも、その中には自ら種々の區別がある。例へば未開人が食料缺乏の時期たる冬季を無事に過す爲めに食料を貯ふると同じく、吾々が明日の食糧を豫め用意せる如きは、即ち消費上の貯蔵である。之に反して農民が食料の一部を次の蒔種期に至るまで貯蔵し、之によりて再び收穫を擧げて國民の食料を供給する場合にはその貯穀は即ち生産上の貯穀に外ならぬ。

この兩者の貯穀は國民生活上必然的に起り來れる處であつて、別に貯穀として取り立てゝいふ程のものではない。貯穀として特に論すべきものは、穀物を食料とせるより起り來れる所ではあるが、然し前二者の如き必然的直接的のものではなく、寧ろ他の理由から穀物を貯蔵せんとするものが是である。即ちその一は軍事上の貯穀であつて軍旅に備ふるため兵糧米を貯ふるものである。其二は飢饉その他の災厄に備ふるための貯蔵であつて、所謂備荒貯穀なるものは是れである。其三は國民の主要食料たる穀物の價格が常に甚しく動搖することは、生産者消費者何れの方面に於ても困窮を來たす所以であるから、この弊を除かんがために貯穀をなし、價格の調節を計らんとするものである。而してこれ等三種の貯穀は、我國に於て、既に早く上古より行はれてゐる。

(註) 我國では軍事上の貯穀即ち兵糧米の貯蔵については既に上古よりその事實がある。神武天皇のとき「乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入三吉備國」、起三行宮以居之、是曰高島宮、積三年一閏、備舟楫、蓄兵食、將欲以一舉而平天下也」¹⁾とあり、大寶令にも兵士をして人別に自ら糲六斗、鹽二升を備へて軍團に貯へしめ、桓武天皇延暦十年には坂東諸國に令して軍糧糲十二萬餘斛を備へしめ、同二十一年正月には「越後國米一萬六百斛、佐渡國鹽一百廿斛、每半年運送出羽國雄勝城爲鎮兵糧」等のこと見え、延喜式には、長門國をして毎年稻四萬束を出舉して其地の兵糧に充てしめた。其他兵糧米貯蔵の例は乏しくない。(治承四年十二月平清盛が諸國公田莊園に兵糧米を課し、尋で壽永元年三月再び之を課徴した。其後も同様の事例は少くないが、これ等は單に兵亂あるに際し、時的に兵糧米を徵發したといふだけのことであつて、兵糧米を貯蔵して他日に備へたものではない)。

次に備荒又は常平のための貯穀も我國では早くから行はれてゐる。即ち屯倉の制の如きは、垂仁景行朝以來その事例があ

1) 國史大系六國史、91頁
2) 國史大系六國史、840頁)
3) 國史大系六國史、140頁)
4) 國史大系六國史、140頁)
5) 國史大系六國史、140頁)
6) 國史大系六國史、140頁)
7) 國史大系六國史、140頁)

1) 國史大系六國史、91頁
2) 國史大系六國史、840頁)
3) 國史大系六國史、140頁)
4) 國史大系六國史、140頁)
5) 國史大系六國史、140頁)
6) 國史大系六國史、140頁)
7) 國史大系六國史、140頁)

る。屯倉はもと御宅、即ち官倉の義であつて、朝廷御料の田である屯田を管理する官廳、及び屯田より收納する穀物を貯蔵する倉廩を云ひ、それより兼てその穀物の出づる土地、即ち御料地そのものをも意味するものである。宣化天皇の詔によれば「食者天下之本也。黄金萬貫不可療飢。(中略)自胎中之帝(應神)泊千朕身、收藏穀稼、蓄三稔儲糧、遂設凶年、厚饗良客。安國之方、更無過此」とあつて、屯倉も亦一面に於て備荒儲蓄の性質を帯びて居たことは認めなければならぬ。大化改新の制、全國の土地人民を直接國家に屬せしむるに至つて、屯倉の制度も廢せられたるが、之に代つて大饗令では、明かに義倉の制度が認めらるゝに至つた。尙、穀價平準のためにする制度としては常平倉が淳仁天皇のときに行はれた。この義倉や常平倉にも自ら興廢消長のあつたことは勿論であるが、それは後略述することとする。

西洋に於ける貯穀の變遷に就ては尙ほ他日の研究を要する所ではあるが、今試にロツシアの云ふ所によれば、穀物商業の未だ十分に發達せざるときには、國家の救倉(Staatskornmagazine)が先づ行はれたものであるが、而もその貯穀は寧ろ軍事上の目的を有するものであつた。國民の飢餓を救ふ爲めに貯穀をなしたのは十七八世紀のことである。先づ前者即ちMilitärmagazineについてその一例を舉げると、獨逸では、一三六二年のカール四世の法律に依つて市府及び寺院は貯穀をせなければならなかつた。當時各市府では、少くとも、一年分の糧食を備へて居たが、ストラスブルヒ及びブレスラウの穀倉には、百年も以前から貯積された穀物があつた。佛國では、七年戦争の少し以前には、三年毎に貯穀の維持を命じたものである。而してこの軍事上の貯穀のためにする貢租をKriegsmetzeといふ。

次に備荒儲穀については、フリードリッヒ大王の如きも銳意これが施設に盡した所であるが、ハンノーバーの國立救倉では常に四萬マルテル(一マルテルは三石六斗餘)の穀物を貯へ(一七二六より一八四〇年)に至る。英國ではこの國立救倉の制度は存在せなかつたが、露國ではペーテル大帝風に之を目論見しが、その實現せしは、カタリナ二世の時であつて、市府及び御料地に設けられた。瑞西のゲンフでは常に二ヶ年間の需要に應ずべき穀物を貯藏し、マルタにはOdenkarschatの時代に同様の貯穀があつたといふことである。

然し貯穀政策は穀物貿易の未だ發達せず、穀價の高低甚しかりし時には必要のものであるが、交通の進歩し穀物商業の發

8) 日本書記(前掲、149, 181頁)

9) 日本書記(前掲、364頁)

10) Roscher, Nationalökonomie des Ackerbaues. 1903 S. 731-735

達し、殊に西洋の如くその主要穀物の産地を世界的に求むることを得る場合には、必ずしも國家の穀倉を必要とせざることは明かである。既に、ハンノーバーの國立穀倉に於ても一八三〇年以後は、人民は穀倉より供給を受けるよりも低價に、海外より穀物を輸入するを得、これがために、國家の損失は利子生産費を除いて、一百萬ターレル以上に昇つたといふことである。¹¹⁾又、ザクセン玉國では、一八四六乃至七年、東印度にては一八七三乃至四年に穀物商業の發達したのために、その貯穀を市價を以て賣却して仕舞つた。ハンブルグにも多少同様の事例があつたやうである。¹²⁾

思ふに、東洋殊に我國と西洋諸國とは、國民の主要食料について、その經濟上の關係を同じくせざる所多く、從て漫然兩者を比較することは慎まなければならぬ。然し穀物商業の發達と共に貯穀の必要の大に減じたといふことは、我國の明治前後について觀るも明かなる所であつて(後述參照)、多少の感興なしとせざる所である。

以上は何のために貯穀をなすか、即ち貯穀の目的より觀たる分類であるが、更に貯穀の物體に就て之を見れば、その時代に一般に用ゐられた穀物の關係と、その穀物が久きに堪ふるや否やの關係とから、種々の穀物が用ゐられて居る。而して米以外では稗・麥・粟の如きものが用ゐられた。

經濟錄には「若常平倉を置いて穀を蓄へんとならば、必、粟を納むべし。米は虫を出し、腐易き物也。久く蓄ふるには粟を好しとす」と論じ、社倉考にも「儲るは粟がよきなり。粟は七八年もたもつ」といつてゐるが、事實上、徳川時代に於ても、水戸では稗を貯へ、倉敷では麥を貯へ、小濱藩では粟を貯へたもので、其他同様の例が少くない。(但、土浦藩で鶏卵を貯へ、北海道松前藩で多量の海草を貯藏し、以て凶年飢饉に備へた如きは、勿論異例に屬する。)¹³⁾然し一般に廣く行はれたものは米である。米を貯へるにしても、白米ではなくて、大抵は粃貯藏である。¹⁴⁾蓋、收穫物をのま

11) Lehzen, Hannovers Staatshaushalt, I. S. 60 ff.
12) Roscher, a. a. O. S. 731. 734.
13) 日本經濟叢書卷六、124頁
14) 同卷十一、359頁
15) 農商務省農務局、社會制度に關する調査、大正四年十月、18頁
16) 社會制度に關する調査、18頁

まのものは即ち粃であつて、この粃の皮穀を脱したものが玄米であり、更に玄米の糠層を取り去り、精白されたものが白米である。この三段の経過は勿論人智の開発、嗜好の變遷に伴へるものであるが、先づ米を貯へんとする場合に、米そのまゝともいふべき粃を以てするは當然のことである。殊に變質虫害樵滅等の點より見るも、粃の方が玄米等よりも、その心配が少いものであるから、徳川時代には粃囤ひが一般に行はれ、幕府各藩も特に粃を貯蔵すべきことを勧めて居ることが少くない。¹⁷⁾ 然し其後玄米取引の行はるゝに至つて玄米貯蔵も行はれ、白米を常食とする習慣の著しく普及した明治以後には、却て粃貯蔵よりは玄米貯蔵の方が一般の慣行となつたといふことである。¹⁸⁾

二、三倉の制度

前述の如く穀物貯蔵の目的について種々の區別があると同じく、又單に備荒貯蓄といふ點のみに就て見ても、時代によつて種々異つた制度がある。例へば屯倉・穀倉院・不動倉・義倉・常平倉の如き、徳川時代の城米・圍穀の制や、其他種々の名稱の下に行はれた各藩の社倉・義倉の如き何れも凶荒に際して其儲穀を發して窮民を救恤したものである。尤、屯倉や常平倉の如きは、その本來の目的は寧ろ他に存せしものなりと雖、兎に角飢民救済のためにもこれを用ゐるに至つ

17) 拙著江戸幕府の米價調節、148頁以下

18) 農商務省、米穀貯蔵に關する調査、1頁以下

たことは確かである。而して從來常平倉・社倉・義倉の三者を稱して三倉といひ、最も重要なものとして認められてゐる。¹⁾

これ等三倉は元來支那に於て起つたものであつて、これが我國へも輸入せられ、實行せられたものである。即ち常平倉は漢に始り、義倉は隋唐に起り、社倉は宋に創まつたものであるが、我國では義倉が最も古く大寶令に見え、次いで奈良朝の終に常平倉が設けられ、社倉は大に後れて江戸時代に始まつたものである。而して彼我共に農本主義の經濟に立脚して居る關係上、この制度が頗る重要なものであつたことは言ふ迄もない、又種々の沿革を有することであるから我國の三倉と支那の三倉とは必ずしも同一の方法性質を有するものとは限らない、のみならず、我國のみに就て觀察するも時代によつてその性質方法を異にすることは勿論である。然し概念としてこの三者を比較すれば大凡次の如し。

(一) 常平倉は、官府の財力を以て穀物を賣買し、市場の價格を平均せしむることを本來の目的とするものなるが、義倉・社倉は之と異りて共に凶荒の豫備として穀物を貯藏するものである。

(二) 義倉は富裕者の義捐又は課徴によりて穀物を出さしめ、政府が之を管轄して便宜な重要な處に貯穀をなし、入用の時に窮民に給與するの法である。

(三) 社倉は多數の者が任意にそれぞれ身分相應に出し合つて、各居村處々に貯穀をなし、自治

1) 我國の儲蓄貯蓄につき大體を通覽せんとする人は下の諸書を見よ、
關根正道、儲蓄法沿革(法制論叢編 331頁以下)
大日本租稅志、雜篇第一以下
矢野仁一、日本農政史、199頁以下 549頁以下
芝萬盛、荒政(經濟大辭書 II. 1083頁以下)

的に處理せらるゝ備荒儲蓄である。

即ち常平倉は義倉・社倉とその本來の目的を異にするが故に、姑くこれを措き、茲には更に義倉と社倉との兩者を對照してその差異を一層明かにしたいと思ふ。²⁾

(一)義倉は令義解に「謂分富賑貧、其義合義、故曰義倉也」とあるが如く、少數の富者が義金義穀を醸出して救済のために貯蓄するものであつて、義倉の義は仁義とか、義捐とかいふ義であり、義齒・義子などの義ではない。反之、社倉は村里の人々が各自に出し合つて貯穀救済の目的を達するもので、社倉の社は所謂會社、社團法人などの社と同義であつて、正字通に所謂「團結共事者亦曰社」の義である。決して神社の社ではない。然し後には、方便として社倉と神社とを結び付け、神社の倉庫、農業の神様のお倉だといふやうに百姓に申し諭して起した社會もある。この神社中心の社倉は姫路・廣島藩などに、その例がある。倉敷の義倉(名は義倉なれど實は社倉の如し)は寺院中心でやつたものである。(後述參照)要するに、義倉は富者に對する特別の負擔であるが、社倉は人民相互の救済方法であつて、決して義捐とか特別課徴とかの性質を有するものではない、のみならず社倉は人類共済の思想を涵養し得る美點の存することをも認めなければならぬ。

(二)義倉は、富者の義捐によつて、政府が便宜な所(主として州縣市鎮等)に倉庫を設けて處理するものであるが、社倉は官府とは直接の關係なく、人民がその居村に於て共同貯穀をなすも

2) 重田定一、社會法について(史説史話 286頁以下) 廣島藩の社會法(同上 304頁以下)參照

のであるから、その倉庫は常に手近の處に在るのみならず、貯穀は一般に廣く普及する傾がある。又イザ入用といふ時に直ちに倉を開いて穀物を出すことが出來、又かゝる際に政府の煩瑣な手續も要せず、極めて簡単に迅速に救済の目的を達することが出来る。要するに一は國家の監督を受け、他は自治的なるの差がある。

(三)以上論する處によつて觀れば、社倉はその性質上義倉の一段進歩したものと認めて差支ないと思ふ。

(註) 常平倉に就ては、唐六典には「凡常平倉所以均貴賤」³⁾とある。これ常平倉の作用を一言にて明かにしたものである。常平倉の起源は戰國のとき魏の李悝の行つた糴糶法に在る。同法は穀價騰貴せば四民困窮するにより官より糶穀を時價より貴く購入し、機を見て安價に拂下げ以て穀價の平均を保ち、窮民を濟はんとするものである。⁴⁾この方法に倣つて、前漢の宣帝五鳳四年に耿壽昌の行つたものが即ち所謂常平倉である。前漢食貨志に曰く「宣帝即位、用吏選賢良、百姓安土、歲數豐穰穀至石五錢、農人少利、時大司農中丞耿壽昌、以善爲算、能商功利、得幸於上、壽昌終白、令邊郡皆築倉、以穀賤時增其買而糶、以利農、穀貴時減而糶、名曰常平倉、民便之、上廼下詔、賜壽昌爵關内侯」云。後漢明帝永平五年また常平倉を建て、隋唐宋各時代にも行はれたが、明に至つては預備倉なるものを設けて常平倉を設くること少く、清朝では常平倉を設けたが、其弊害も亦少くなかつたようである。

我國の常平倉又は常平所は支那の制度を模倣したものであつて淳仁天皇のときに始まる。天平寶字三年諸國より出京せる調脚病に依りて苦み、又は糶なきによりて飢ふ、各その郷里に過るを得ず、爰に於て詔勅あり、是等調脚の飢甚を救済せん爲め常平倉を興じ、國の大小に従ひ、その官米の幾分を出さしめ、之を貯藏し、米價の貴賤に従ひ之を賣買し、その利に依

3) 淺井虎夫、常平倉(支那)(經濟大辭書 IV. 1927頁)

4) 同上

りて是等の調脚を歸郷せしめ、旁、京中の米價を調節せしめんとし、此時左右平准署を置かれた。⁵⁾の平准署は十四年を経て光仁天皇寶龜二年に罷められしが、其後二年を経て同四年に米價大に騰貴し國內一般に困窮せしを以て、再び常平の制を興し、その方法を變じ、敢て倉を置かず、稅穀を米價低き時の市價を以て貧民に賣却し(富民はこの販賣に與るを得ず)かくて得たる所の物を國庫に收め秋時に至つて賣拂ひて糴稻と代ふることとした。⁶⁾爰に於てか常平倉本來の意義は多少變化して、廉價に官米を賣り窮民を救済するの意義をも含むこととなつた。その後も同様の事例は存してゐるが、常平倉を東西兩京に再興せられたのが清和天皇の貞觀九年のことである。⁷⁾之を常平所といふ。陽成天皇元慶二年、後醍醐天皇延喜年間等にも屢々常平所のことが見えて居る。朱雀朝にも米を賣つた例がある。今一々之を詳説せず。其後、此法は中絶して徳川時代に及び、二三の藩に於てこれを實行したものである。

●義倉は隋文帝開皇五年工部尚書長孫平の議に基づき設けられたもので諸州の百姓及び軍人をして收穫の一部を納めしめ饑饉の際貯穀を賑給したものである。¹⁰⁾通鑑には「令民間每秋家出粟麥一石以下貧富爲差」云々あり、唐の代には上々戸は五石、以下戸の等級によつて粟を出さしめ、下々戸には之を徴せざることが見えて居る。¹¹⁾要するに義倉本は特別課稅の方法によつて取り立てたものと考えられる。然し清朝に至つては、義倉本は或は徴收により或は捐輸により、一定せざりしが、貧富の差に従つて定數の穀物を徴收するよりも、寧ろ富民よりの寄附による場合の方が多かつたようである。¹²⁾

我國に於ても、義倉は大寶令によれば官人百姓一般より戸毎に粟を輸さしめたもので官人は位階の差により、庶民は貧富により、上々戸より下々戸に至る九等に區別して一定の徴收をなしたものであるが、かくては「取貧戶之物、遷給富家之人」に於て理不安の弊を生ずるに至るを以て、即ち收めて中々戸以上の家のみより粟を取つて義倉に貯へ窮乏者に給することとした(慶雲三年)。¹³⁾その後多少沿革もあり延喜式にも一位より五位、上々戸より中々戸まで、それら差等を附して徴せられたものであるが、何時迄實行せられて居たかは明かでない。徳川時代に至つて再び行はるに至つた。要するに義倉は富裕者の特別負擔によつて救済の資を得るものである。

●社倉。通鑑に「宋孝宗淳熙八年秋九月、以朱熹、提舉浙東常平茶鹽、冬十二月、下熹社倉法于諸路」さあつて、社倉は宋

5) 續日本紀(前掲、386頁)類聚國史(國史大系、639頁) 6) 續日本紀(前掲、609頁)

7) 類聚國史(前掲、640頁) 8) 同上 9) 西宮記 10) 日本紀略(前掲815頁以下)

10) 隋書 11) 唐六典 12) 淺井虎夫、義倉(支那)(經濟大辭書II、685頁以下)

13) 令義解三、賦役 14) 續日本紀(前掲、38頁)

の孝宗のとき朱熹の奏議によつて起つたものであるが、然しその説は既に神宗の時蘇洵の上奏に見えて居る。即ち五等の戸より一斗以上二石の粟を徴し、之を社倉に貯へ、以て賑濟の用に供せんとしたものであるが、之は實行せられずして了つたのである。朱子の社倉法が行はるゝに至つた所以は、乾道四年春夏の交、建寧府に飢饉の起つた際、豪民をして粟を出し、以て賑恤せしめしが、ついで浦城に盜賊起り人心恟々たりしたため、朱子は知府事に請ふて常平米六百石を得、之を賑貸し、漸く平穩なるを得た。其冬人民より之を返濟せんとせしが、新知事王准は他日の計に備ふるため、之を民家に貯藏せしめ、年々これを利倍し、凡十四年にして元穀六百石を返濟し、猶三千一百石を餘すこととなり、これを以て社倉を設け、浙東の大饑饉の際にも王准の推薦によつて朱子は賑恤に従ひ、孝宗に謁して社倉法を献じ、これより後各地に社倉法が行はるゝに至つたのである。即ち社倉法は里中の共同貯蓄によつて凶饑に備ふるものである。宋以後には社倉はあまり行はれず、明清に至つて亦之を見るに至つた。¹⁵⁾

我國に社倉法を輸入したるものは山崎闇齋であつて、その著「朱子社倉法」は即ちそれである。右の朱子社倉法は通鑑や朱子文集等によつて崇安縣・金華縣・建陽縣・光澤縣・宜興縣・南城縣・浦城縣等の社倉記を録したものである。その他、加藤侖の社倉政意(享保二十年)中井竹山の社倉私義(安永三年)等は社倉に關する重要な文献である。徳川時代に各地に社倉の行はるゝに至つたことは後に述ぶる所の如くである。

三、徳川時代に於ける貯穀

徳川時代に於ては農本主義と封建制度とに立脚せる社會經濟組織を存してをつたがため、米は財政經濟社會上頗る重要な關係を有してをつた。然し米の收穫は自然の狀況によつて左右せらるゝことが多く、殊に飢饉に際しては、米にまさる實はないから、各藩に於ては互に津留めをや

15) 朱子社倉法。淺井虎夫、社會(支那)(經濟大辭書 IV, 1715頁)
重田定一、前掲書、307頁以下

つて、如何なる事情あるも他藩へ供給せしめざる方針を採つたことも少くない。又例へば奥州の凶作を西國の豊作で補はんとする場合に、たとへ津留の政策が嚴重でないとしても、交通は頗る不便であつたから急場の間に合はず、遂に穀物の缺乏によつて一地方では坐して餓死するより外、策なきに至つたことも多い。享保・天明・天保の三大飢饉の慘狀の如きは聞くだに恐ろしき思ひがする。かくの如き有様であつたからして備荒貯蓄のことについては爲政者は少からず頭を悩まし、一方では極端なる儉約令を布いて農民の米食を制止し、又他方では煙草の如きを本田畑に作ることを禁じて、以て一粒にても多く米を作らしめんとし、更に粟稗の如きは左まで手入を要せず水旱の痛みもないから、田の畔や荒地に之を植付けしめ、其他五穀の外、苟も食用となるべきものは草根樹實に至るまで貯へしむるが如き方針を採つたものである。かの有名な慶安の御觸書を見るもこのことは炳乎として明かである。¹⁾

事情かくの如くなるが故に備荒貯蓄の制度も徳川時代には、可なりよく行き亘つて行はれたものである。先づ茲には徳川時代に於ける貯穀の制度について一瞥したい。

第一には幕府自らの貯穀である。御勘定所定書²⁾によると、享保十五年八月現在の圖穀は二條定式御園米一萬石、同新規御園米一萬石、大阪定式御園米七萬石、同新規御園米七萬七千五百石、清水御園米一萬石、駿府御園米三千五百石、甲府御園米千八百石である。これ等の石高并に場所

1) 拙著、經濟史研究 131頁以下

2) 古事類苑 政治部四、934-6頁

の如きは時によつて増減のあることは勿論であつて、吹塵錄(第七冊)には天保十四年のこれ等直領地の總圖、大豆有高が載つて居る。就て看られむことを望む。

第二には幕府譜代の諸藩の諸城に貯へしめたるものは是である。この貯高については貞享年間勘定奉行寺社奉行から上申した城米石高調の數字がある。²⁾ 今煩を避けて一々引用せず。

通常城詰米又は城米と稱するものは、この譜代諸藩の城米の外に前記の幕府直領地に於ける貯米をも併稱するものであつて、後に之を御用米と唱へ(享保十五、十八年八月)貯穀の焼失流亡等のときには特に見分することゝなつた。この御用米の定額が時々變更したことは勿論であるが、これが貯穀の目的に至つては一方では一旦緩急ある場合に備へ、他方では凶荒飢饉の際賑恤の用に供せんとしたものである。³⁾

第三には一般諸侯に對する圍穀である。一例を挙げると天和三年十月に「去年當年豐年たるの間、此節可致凶年之、心當由被仰出候條其趣國主領主米穀等少々被貯置候様可致心得者也」とあるが如く、(享保十五年八月其他に同様の事例なり)豐年に於て凶年の備をなさしめんとしたものであつて、其後、高一萬石に對し、叔千俵を貯へしめ、變じて五十石とし、終りに百石と定められた。萬石以下にも、この趣意を體して、各自領邑に貯穀すべきことを命じたものである。

(註) 諸侯に對する圍穀は、其始めには未だ定額を存せざりしも、寶曆三年に至つて「當秋收納之節より分限高一萬石に付叔

2) 憲教類典米穀部、大日本租稅志雜錄第二、徳川理財會要坤卷(日本經濟叢書卷三十六) 135頁

4) 大日本租稅志 前掲

5) 享保令典永繼卷三四、徳川禁令考第四帙 560頁

千俵宛圖量候様」令し、翌四年にも去年置極の外に當年も一萬石に付千俵を貯へしめた。然るに其翌五年には不作と圖米との爲めに米價騰貴せしを以て、置極を賣拂はしめたが、同十年に至つて、又一萬石に付千俵を圖はしむることとし、安永六年九月再び之を停止す。然るに寛政元年には、「近年御物入相重り候上凶作等打續御手當御救助及莫大候に付、追々御儉約之儀被仰出候得共、天下之御備御手薄に有之候而は不相濟儀思召候(中略)高一萬石に付五十石の割合を以て來戌年より寅年迄五ヶ年間圖々領邑に圖穀致候様仰出候」⁶⁾とあつて、貯穀高は一萬石に付五十石となつた。然るに又々天保十二年には「近年凶作打續之處圖三年以來作方も多分宜敷候に付非常の備自然と等閑に可相成哉に候於御料所も圖穀被仰付候間私領之分も一萬石に付穀百石之割合を以當丑年より巳年迄五ヶ年之間圖々領村に圖置候様被仰出候」云々と令し貯穀高は又變じて一萬石に付き百石となつた次第である。⁷⁾

第四は郷村における貯穀であつて其始めには農民を諭して米を節せしめ飢餓相救ふの戒令を出したに過ぎなかつたが、天明八年に「諸國料所の村々、高百石に米一斗麥稗粟の類二斗つゝ、作徳の内より蓄積」すべく、且つ公儀よりも幾分の補助をなす可きことを令し、其後も郷廩の設置、儲穀の獎勵等凶荒の豫備のために力を盡して居る。吹塵錄(第七冊)に村々貯穀之事と題して「勘定方をつとめしもの、話に曰く徳川氏領内村々貯穀と唱ふるは圖米詰米等の外にして人民に屬するものなり其貯品は米麥雜穀其外土地の宜きに隨ひ貯蓄せしめ、代官之を管理し凶荒にて糧食缺乏の時は貸與し年賦を以て詰戻さしめ平年には腐捐せざる前に新穀に交換す、其損失費用等悉皆村方に而負擔す、其倉廩を郷藏と稱す。郷藏の改築は村費なりといへども、其木材は官林より惠與するを例とす。此蓄穀年々十二月晦日の有高を各地方より届出しめ、勘定所にて總額を計算し勘定

6) 徳川禁令考四帙 362—568頁。徳川理財會要坤卷 139頁
7) 徳川理財會要坤卷 143—148頁。拙著經濟史研究 136頁以下

奉行の一覽に供する事なり。其大數及び賦課の方法に至りては記憶に存せずといふ」とあるによつて見れば、その大體は窺ひ知ることが出來よう。

第五には樂翁公の議によつて江戸大阪に行はれた圍穀である。公は襲封の歳にも老中職拜命の時にも古今稀有の饑饉に際會したことであるから、備荒貯穀に就ては特に力を致されたものである。大阪では寛政元年三月官金を以て川崎に土蔵を建て米雜穀を貯へ、市民に金銀錢又は米雜穀の上納をなさしめ、以て凶荒災厄に備へ、⁹⁾江戸では寛政三年に町入費を減せしめ、その減額の七分を積立て、之に官金を加へて基金とし、この積金によつて糶を貯へて凶歉時疫に對する救恤に充てたものである。⁹⁾

第六には、各地各藩に於て種々の名稱組織の下に行はれた社倉及び義倉是れである。

第七には幕府は米價調節のために諸侯に對して一時的の圍米を命じてゐる。これは前述第三の貯穀とは別のものである。尤第三の貯穀によつても米穀の供給は減する次第であるから、貯穀と價格との一般的关系はあるわけであるが、彼は貯穀が目的であり、此は米價調節そのものが目的である。尙、町人に命じて米を買入れ圍持たしめたことも少くない。¹⁰⁾

第八は二三の藩に於て行はれた常平倉による貯穀が是れである。

以上八種の貯穀策の中、第七、第八は米價調節が本來の目的であつて、他の種類のものは其

8) 大阪市史卷二 63頁以下

9) 小宮山毅介、町會所の始末(法制論叢 1150頁以下)

10) 拙著江戸幕府の米價調節、115頁以下、139頁以下、147頁以下

趣を異にするから姑く省いて置く。

而して其他の六種の貯穀策の中、第一、第二は備荒の外に、尙、一旦緩急ある場合に備ふるの目的をも有せしものであるが、其他のものに至つては、すべて凶年の豫備に供したものに外ならぬ。又その組織性質の上から見れば、第一第二第三の三者は幕府若くは藩政府が自ら貯穀をなしで救恤するに止まるも、第四第五の兩者に至つては、たゞひ、幕府藩政府の命令勸誘補助があるにしても、その外に尙多數人の醸出、又は富裕者の特別負擔等によつて始めて成立するものであつて、第六と同じく社倉義倉の性質を有することは明かである。即ち徳川時代の備荒貯穀策中には主として官府の貯穀と、社倉義倉との兩者の存することを考へなければならぬ。

以上の徳川時代に於ける貯穀を表示すれば次の如くである。

- 一、備荒兼軍事上の目的を有するもの (城詰米)
- 二、譜代諸藩の城詰米
- 三、一般諸侯園米
- 四、鄉村貯穀
- 五、市坊貯穀
- 六、各地各藩の社倉義倉

官府自身の貯穀

官府以外の醸出、又は、官府と、他の醸出とを合して成れるもので、社倉義倉の性質を有するもの

三、米價調節の目的を有するもの

七、諸侯町人の一時的囤米
八、數藩における常平倉

四、徳川時代に於ける社倉及び義倉

前述の如く、義倉・常平倉は共に我國に於て古くから行はれた處であるが、其後中絶の姿となり、江戸時代に社倉法の輸入と共に義倉も亦再び行はるゝに至り、常平倉も數藩に於て多少行はれたものである。社倉法は宋の朱子の大成せし處であるが朱子卒後凡そ五百年を経て我が山崎闇齋が朱子社倉法を著してこの方法を研究し、實行に力めたものであり、當時の學者の大に論する所となつたものである。徳川時代の經濟學者で社倉・義倉・常平倉などのことを説いたものは頗る多く、一々これを擧ぐるに遑がない程であるが、何れの學者もこれ等の制度を以て仁政として是認してゐる。ただ佐藤一齋はその濟服略記に於て、「從來多くの學者が支那で行はれた義倉・社倉などをば日本に於ても必要であるかの如く説いてゐるが、此等の法は日本の如く諸侯の臣下・神官・僧侶其他の遊民甚だ多く平素農民に養はれ居る者ばかりの國では、此上更に貯米を爲さしむることは、却て農民の負擔を増すばかりであるから、決して良法ではないとして義倉社倉を非とし、寧ろ諸藩の君主自ら儉約して濟服即ち救濟米を貯藏する米廩を建て、家中の土分にも應分の救助米を出さしむべし」(意大)

と説いてゐる。これは即ち、前述の官府自身の貯穀を採るべしといふ議論であつて、一應尤な説であるが、然し財政困難に陥つておつた當時の幕府及藩政府が、各獨自の力のみを以てよく救恤の效を奏し得るや否やは疑問であらう。これと共に義倉社倉の存することは必ずしも否認するにはあたらず。たゞ往々にしてその事務に關與するもの、不正行爲に基く弊害を生ずるやうであるが、それには又自ら別の方法があることと思はれる。要するに徳川時代には社倉義倉の制度は一般に必要なものとして認められたものである。

重田博士の説によると、社倉法の初めて行はれたのは保科正之公の會津藩で、これについては山崎闇齋先生の盡力による處が多かつたといふことである。其次が池田光政公(芳烈公)の岡山藩、其次が増山正任公の伊勢長島藩である。又義倉法の復活したのは備中倉敷のが一番古く、それについて米澤の義倉、津輕の義倉、安濃津藩の義倉等である。それから酒井忠舉公の姫路藩の社倉、溝口直養公の越後新發田藩の社倉、淺野重晟公の廣島藩の社倉が相ついで起り、松平樂翁公は老中職の時に大阪及び江戸に社倉を起させられたが、文化文政の頃になると、信州杉代の眞田幸貫公(樂翁公)が領内に社倉を作られ、また姫路藩内に固寧倉といふ義倉が起り、備後福山の義倉成り、播州龍野藩の社倉、秋田の感恩講といふ義倉などが出來た。降つて天保年間には三州田原藩の報氏倉、信州諏訪高島藩の常盈倉、石州濱田藩の永康倉、徳島藩の陰徳倉、越後高田藩の義倉、奥州藤間の義倉な

とが出来、其後明治の初年にかけては遠州中泉の惠濟倉、丹波大山の社倉、沖永良部島の社倉、和歌山藩の社倉、京都府の社倉などが續々出来たのである。

(註) 既に述べた如く、大體に於て特別の課税又は富裕者の義捐で官府の處置によるものは義倉であり、多數民衆の任意的の醸出で自治的のものは社倉である。この標準によるべきは名は義倉であつても其實に於て社倉たるものも少からず存する。重田博士が義倉の例として挙げられた倉數(天領)の義倉は、其一例であつて、組織内容から見れば確かに社倉であると信ずる。今、社倉制度に關する調査、續篇の卷頭に載つて居る「新建義倉永代可救窮民條約」の第一條を見ると、

一、當所百姓町人大小不拘連衆を相繼し姑定等級依此毎年麥を出し可申事。

上等	麥	四石
上次等	同	三石
中上等	同	二石
中次等	同	一石五斗
中下等	同	一石
下上等	同	七斗
下次等	同	五斗
下末等	同	三斗

右八段に等級を立て當壯年より戊午に至迄十ヶ年の内毎年麥を出し申候。但家産之厚薄を不論、只義志の淺深に任せ少も是を強勸不申候。倉を義倉と稱し候得ば連衆を義衆と名け、所出の麥を義麥と名付、記録帳面に義帳と名付、子々孫々に至る迄固く義を結び約を守り相續可致事。

とあつて多數の人が一定の割合で義麥を出すものであるが、然しそれは強制的ではなく任意的である。そして初年から十六

年目迄は義倉へ貯蓄を貸出し之が増加を計り十七年以後専ら饑民を救ひ飢饉に備ふる仕組である。これを發起したのが關雲州といふ僧侶と播磨屋安右衛門とであつて、義倉成立後は監護を五ヶ寺に依頼して自分達は身を退いた。これは後來の利潤を謀つて義倉を起したように思はれては意外であるといふために外ならぬ。義倉は都合七十四人で、必ずしも富裕者のみの義捐ではなく義衆が任意に出し合つて、且つ官府とは直接の關係なく、自治的に處理し、救済に盡すものであるから名は義倉でも其實は社會と見るべきものである。尙この外にも同様の事例が存在することと思ふが、本稿は此の如き考證を目的とするものではないから、たとへば注意するだけに止めておく。

徳川時代に備荒貯蓄の必要が大に認められ、従つて各地の社會義倉も大に起るに至つた次第であるが、尙その直接の起因としては、凶年に因るあり、豐年に因るあり、又或は學者先覺者の唱道發起に因るあり、或は幕府又は藩主の下賜米金又は勸誘等に因つて起つたものもある。又その方法も單純より複雑となり、名稱組織等も必ずしも同一ではなく、時と所とによつて異なるに至つたため、名は義倉であつても、その實は社會であることがあり、又その反對のこともあり、社會義倉の外に種々の名稱を附するようになり、その性質に於ても或は兩者の中間に位するが如きものをも生じた。即ち領内に社會を建てる場合にその元資の一部を舊政府より支給して監督することも行はれ、義倉に對して富民が醸出したと同じ様な色彩を呈する場合もあつて、前述の如き標準的の區別を明瞭に立てることは頗る困難なる場合が少くない。宇佐美瀧水の「社會考」⁴⁾には「社會とも義倉ともいふ。社は里中寄合て土地の神を祭ることなり」^(中略)又會聚して組を立るを結社と

いふ村々一村ごとに組して米穀儲蓄倉を立るを社倉といふ。義は人を救ふことなり(中略)人を救ふ爲めに米穀を儲へ置く倉なる故、義倉といふ。上よりも下よりも米を少しづつ出し、村々に貯へ置て凶年饑饉の備とすべし」と説き、社倉と義倉とを混同し又はその言葉の原の意味をも正しく説いてゐないのは必ずしも咎むべきではなく、徳川時代には最早この両者は餘程接近したものであるとして考へられ、又實際の取扱に於ても然りであつたことを知ることが出来る。

(註) 義倉社倉の近因については本文に述べたる如く種々あるが、今その二三を例示すると天保七年の饑饉に鑑みて吉田藩の社倉がなかり、土佐藩姫路藩のそれが文化年間の豊作に因り、島羽藩のそれが佐藤信淵の訓化によるが如き、その他民間有志の發起に因るもの(廣島藩、福岡藩、幕主の下賜米金に因るもの(上田藩)、幕府又は代官の命令勸誘に因るものとしては江戸の町會所大阪川崎の團穀、藩のそれに因るものは笠間藩相馬藩等これである。

又その名稱についても社倉・義倉・常平倉等の稱呼の外に備荒倉(仙臺藩)・陰德倉(徳島藩)・惠民倉(富山藩)等の意義に因るものあり、稗倉(水戸藩)義麥(天領倉敷貯穀(津輕藩)等貯蔵の物體に依れるものあり、或はその由來目的等よりして下穀(淀藩)・御備園米(紀州藩)などの名稱を附したのもあり、又貯穀醸出の方法についても、官府の徴収によるあり、官民合同のものあり、人民の醸出にかゝるものあり、種々様々なる組織方法が採られておつたものである。

五、徳川時代の常平倉と常平的施設

徳川時代に於ける社倉義倉については前述の如くであるが、然らば常平倉は如何といふに、幕府に於ては淺草・二條・駿府其他に貯穀をなしたものであるが、これは軍事上備荒上の目的を有す

るものであつて決して米價の平準といふことをその目的としたものではない。又各地の天領においては社會義倉は存在しておつたが、常平倉に該當するものはなかつた。故に常平倉なるものは幕府には存在しなかつたといふことが出来る。然し當時幕府に於て米價の引上、引下のために採つた種々の方法を考へて見ると、常平倉といふ形のものには存在せなかつたとしても、常平的の施設は甚だ盛んに行はれたものといはなければならぬ。かの江戸幕府の行つた種々の米價調節策は勿論すべて常時平準の目的を有するものであるが、かく廣汎な範圍を取ることは姑く差置いて、もつと狭い範圍で——即ち常平倉の行ふ所と同様の方法のみについて考へて見ても、その事例は可なり多く見出すことが出来る。例へば米價の著しく下落したる場合に幕府が自ら江戸又は大阪等の中心市場について米穀を買入れしが如き、又或は或る範圍の町人に命じて強制的に米穀の買入をなさしめたる所謂買米令の如き、又これと反對に米價の騰貴したる場合に官米を拂下げ、町人の持米を賣出さしめたることは勿論、其他産地國米令・廻米令・廻米の制限の如き、凡そ米穀の供給を人爲的に増減して以て米價の引上引下を計らんとした種々の方法は、即ち常平倉と同一の方法を行つたものであつて、これ等の事例の存する以上は當時常平倉の形は存在せなかつたとしても、その實は存せしものといふことが出来よう。

更に轉じて各藩について之を見るに、當時各藩に於ても種々の米價調節策が行はれた次第であ

1) 拙著江戸幕府の米價調節 62頁

2) 同上 108—110頁

るが、殊に常平倉なるものが幕府の場合に於けるが如き意味のものでなく、實際常平倉としての形式をも具へて行はれたことは大に注意すべきことであらう。然らば何れの藩に於て行はれたかといふに重田博士の説によると、(一)土佐藩の名大夫野中兼山先生がこの法を行ひ、(二)會津藩では勘定役人安藤市兵衛が藩主保科正之公に建議してこれを實行し、(三)薩摩の島津齋彬公(順聖公)も此法を採用し、(四)水戸の徳川齋昭公(烈公)も同様實行せられたといふことである。これ等四藩以外に於て果して常平倉は存在せなかつたか、又此等四藩の常平倉は果して如何なる性質のものであるか、又如何にして行はれたかといふことは他日の研究に俟つべきものであるが、兎に角各藩の中には常平倉を實行したものもあるといふことは、専ら社倉・義倉の盛んに行はれた當時に於て大に注意すべきであると思ふ。

徳川時代に於て一般に米價に對する常平的施設を必要とするに至つた理由については嘗て述べた所であるから、今茲に之を再説するの必要はない。而して當時の學者も亦米價平準の必要は大に唱道せし所であるが、かくの如き一般常平的施設のみならず常平倉そのものの、必要に至つても亦之を論じて居る。經濟錄に曰く「漢の耿壽昌が行ひし常平倉の法は今の世にも行はるゝこと也、凡米價の貴き賤きを以て四民の利害を論するは只一時の事也、豐年打續て天下に米穀多くあるは誠に國の美事也、米價の賤を患て年穀の不熟ならんことを冀ふは今の世の士大夫の情なれども、道理に背き

3) 同上、75-81頁

4) 史說史話 288頁

5) 江戸幕府の米價調節、33頁以下

6) 日本經濟叢書卷六、122-4頁

たること也。されば今論する所も米價を貴くせん逆、天下にある米を少くせんといふに非ず、此と
きに於て常平倉の法を行はんと有まほしき也。其術といふは海内の凡公領ある處に倉を建て、其
處の穀をば倉に納置て、東都へ輸はす其處にても糶らす、いつ迄も蓄置べし、左もあらば東都の米
少く成て自然に價を増すべし、東都には諸士以下を養ふべき程の米と、不虞の災變に備ふる程の儲
蓄とさへあらば、事缺ることなし。此二つの外に海内の米を多く輸おは無用の物といふべし。無用
の米を多く東都へ入るゝ故に、其價太賤くなりて世の患となる。東都に米少ければ、價貴くなる。
江戸の米價貴くなれば海内皆貴くなる、是一益なり。米價甚賤ければ、民間にて米を視ること土の
如し。米價少貴ければ人皆穀を貴ぶことを知る。是二益なり。常平倉を建て穀を多蓄れば萬一に水
旱の凶年あるとき民を賑ふに好し、先王の政に「三年耕必有一年之食、九年耕、必有三年之食、以三
十年之通、雖有凶旱水溢、民無菜色」といへり。又「國無九年之蓄、曰不足、無六年之蓄、曰急、
無三年之蓄、曰國非其國也」といへり。菜色とは饑饉して野菜を食ひて顔色惡き也。國非其國とは
國を破て人に取らるゝといふ義也。然れば遠方の穀をば東都へ輸はす其處に置て、九年十年の蓄と
し、不虞の災變あらば是を出して民を賑ひ、其間に米價の太貴きこと有らば價を賤しくて糶り、太
賤き時は亦糶て倉に納めば太貴太賤のことなく、四民害を受さるべし。是三益也。穀を京都へ輸は
ざれば國家に漕輸の費なし、是四益也。漕は船にて輸ぶ也。輸は車にてはこぶ也、常平倉には如此
益あることなれば今世にも是を行はれば善政なるべし。』と。その他徳川時代の經濟學者の中で社倉

義倉等のことを説いたものは、又同時に常平倉のことをも説いてこれが必要を認めて居る。

常平倉が二三の藩で行はれたに拘らず、幕府ではこれを設けなかつた理由は如何。先づ幕府と各藩との立場の相違を考ふるに

(一)幕府は江戸大阪等の物資集散地を自己の手中に收め、且つ買米廻米圖米其他の政策を強行するの力を有するを以て、米價平準のために幕府自らが貯米倉庫を設け、實米の用意をなさざる可らざる程の事情ではなかつた。たゞ飢饉の救済等生活急迫の場合に對して各地に貯穀をなしたるに止まる。

(二)藩ではその領内に大阪江戸の如き貨物集散の大市場を有せざるは勿論、貢米の大部分は大阪江戸等へ廻送されて藩の財政を支持したものであるが、一度藩外に去つた米を再び入るゝことは難く、又藩と藩との間に於ても往々津留その他の政策のため自由に他藩の米を入れ、又は自藩の米を出すことが出來ず、結局米價を都合よく調節するためには、實米の存否は大に重要であつた、従て藩内に於て相當の米又は粃などを貯蓄するの必要があつた。これ藩に於ては幕府の如き常平的施設のみを以て満足するを得ず、貯穀を實行して米價の調節に資せんとした所以である。

更に常平倉が僅か數藩に於て行はれたに過ぎぬ理由として考へ得べきことは、

(一)當時一般に社倉義倉の類が廣く行はれ、飢饉等の凶荒に對する貯穀が可なり普及しておつたがために、此上更に常平倉を設けて、米價調節のために貯穀をすることは頗る困難であつたこ

と思ふ。

(一)各藩に於ても米價調節策として藩外輸出入制限、酒造其他の消費制限、飯米の節約等種々の方法が行はれ、又永久的の方法として生産獎勵等の方法も行はれたるが故に、常平倉を設くるに非ずんば米價の調節を期し難いといふ程の切迫した問題ではなかつた。

(二)更に常平倉の制度を實行するには多大の財力を要するのみならず、又他藩との疆界を十分に監視して他藩よりの米穀の輸出入を防ぐことを得るに非ずんば、藩内における米價平準の目的は達し難い。故に此等の點について不利なる事情の下に立つ藩に於ては、その必要は認めておつたにしても、よく實行するに至らなかつた處もあらうと思ふ。

(四)最後の條件は人物である。各藩に於ては名主賢相ともいはるゝ人は多少ともに救荒や米價調節のために種々の方法を行つたものであるが、更に一步を進めて常平倉を行ふが如きは凡庸の士のなす能はざる處である。況や上述の如き困難なる事情の多く存せし當時に於ておや。されば常平倉を實行するがためには、あくまでも、之が必要を確認し、實行に伴ふ困難に打勝ち之を實行するの士に非ざれば能はざる處である。かくの如きは各藩何れに於ても容易に得らるべきものではない。

要するに各藩は幕府と多少其立場を異にするがため常平倉を設くるの必要はあつたにしても、これを實行するに就ては、種々困難なる事情があり、僅かに數藩に於て特に英邁の士によつて行

7) 薩摩藩の如きは此例證に富んでゐるといふことである。(重田定一、前掲、289頁)

はれたに過ぎぬ次第である。

六、明治時代の常平的施設

徳川時代の常平倉若くは常平的施設については上述の如くであるが、然らば更に降つて明治時代に於ては如何といふに、かの徳川時代に各地に盛んに行はれた社倉・義倉の類ですら御維新から廢藩置縣にかけての變動で以て大抵打ち壊されて仕舞ひ、各縣廳に引繼がれたものも、或は他に流用され又は解體された始末であるから、常平倉の如きも大體亦同じ運命の道を辿つたものと考えざるを得ぬ。而して今日まで存在して居る少數の社倉・義倉の内でも最も有名なのは、福山の義倉と秋田の感恩講とであつて、前者は土地や株券や金で貯蓄をなし、後者は今日でも尙貯蓄の一部として大きな土藏に粃を澤山貯藏して居る尙倉敷の義倉(社倉)も今日尙繼續しておつて金にかへて銀行の預金となつてゐるそうである。¹⁾

饑饉は間斷なく來るものではない、四五十年に一回といふ古來の説もある。凶年には此等の制度は非常に役に立つが、平年には諸替其他の手数を要し、且つこれに關係せる吏員の不正行爲を生ずる種となつて、折角の善政が惡政の基となるなどの批難もあるが、然し當時の如く交通不便にして且經濟組織の幼稚であつた時代には、備荒貯穀の必要であることは之を認めざるを得ぬ。然し時勢の推移と共に、交通の便益々開け金融の機關愈々備り豊凶相通じ、經濟關係昔日と一變す

1) 重田定一、前掲 296, 300頁以下

るに至り、之れがために漸く貯穀の衰頹せしは、寧ろ自然の數である。徳川時代には屢々「金を懷いて飢ゆる」といふことを聞いたが、かゝることは最早明治以後には見ることは出来ぬ。勿論明治三十五年にも奥州地方に飢饉はあつたがその状況は到底昔日とは同一でなく、米はしきりに國內他地方は勿論、國外よりも輸入せられ却て「穀物ありて尙飢ゆ」といふ現象を呈した、之は該地方民の購買力の缺乏によるものであつて、かくなれば最早饑飢のための貯穀は大にその重要を減じたものといはなければならぬ。明治の前半には尙備荒貯蓄も行はれた次第であるが、その重要な程度に至りては昔日の比でないことは自ら明かなるものがある。然し米價の調節といふことのための貯穀若くは常平的施設の必要といふことに就ては、全く別個の問題として考へなければならぬ。

明治政府に於ても舊時代と同じく米價の調節といふことについてはその必要を認めて多少の施設を試みた所であるから、常平倉の精神を汲み取つた方法は屢行はれたものである。明治の米價調節については最近の本誌に略論した處であるから、敢て繰返す必要を認めないが、たゞ一言したいことは、明治八年八月以後行はれた貯蓄米制度なるものが、貯穀によつて不慮の凶歉に備へ、且つ米價の平衡を期せんとせしものであつて常平法の色彩を有することは勿論であるが、更にその後を享けて實行せられた常平局の制度は、明かに米價の買入拂下によつて米價の均平を計らんとしたものであつて、常平倉の實質を有するものなることは争ふの餘地はないといふことは是れで

2) 農險(日本經濟叢書卷十七 421頁以下)
3) 仙臺稅務監督局編、明治三十五年管内凶荒顛末
4) 明治十三年六月、備荒儲蓄法、明治財政史第十卷 849頁以下參照
5) 本誌第九卷一號乃至第十卷六號

ある。

七、結 言

原始人類の生活に於ては、食物の貯藏を解せなかつたものもあつたが、而も蟻や野鼠やキツキの類に於てすら、冬季又は無果季を無事に過すためにその食料を貯藏したものである。²⁾ 況や文化の多少進んだ人類に於ておや。かくて穀物の貯藏が行はるゝに至つても始めには軍事上の目的も存した如くであるが、後には、主として凶荒に備ふるために貯穀をなし、飢ゑから免るゝの方法を講ずるに至つた。然しこの貯穀は、經濟組織が進歩し穀物商業の發達するに至つて、其重要さは大に減じ、態々面倒な貯穀をなさずとも他の方法によつて飢饉を脱し得るに至つたものである。然しながら、他方に於て、國民の主要食料たる穀物の價格が絶えず甚しく動搖することは不利益であるから、成るべく生活の安定を得せしむるため、早き時代から常時平準の政策が行はれ、我國にも常平策は上代より行はれたものである。尤、常平倉としては、上代に行はれた後、中絶し、徳川時代に於て敷藩で再び行はれたるに過ぎず、微々振はなかつたようであるが、常平倉の精神とする處は徳川時代にも明治時代にも引き續いて行はれた處であつて、米價調節といふことは、備荒貯穀の場合と異り、經濟組織の進歩し、穀物商業の發達せる時代に於てもその重要を失はざるものを見ることが出来る。されば常平倉の研究は、米價調節の歴史の上に於て、重大なる意義を有するものといはなければならぬ。

- 1) 河上肇、人類原始の生活 31頁以下
Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft. S. 14. 18. 20. u. s. w.
- 2) Houssay, The Industries of Animals. p. 83-101